

進路のしおり

2022

2022/4/1



愛媛大学教育学部
附属特別支援学校



もくじ

もくじ	… 1
1 高等部卒業後の進路について	
(1) 「一般就労」と「福祉サービスの利用」	… 2
(2) 卒業後の生活に必要とされる力	… 3
(3) 家庭でできるキャリア教育	… 3
(4) 卒業後の就労支援アフターケアについて	… 5
2 進路指導の基本的な考え方	
(1) 進路指導の方針	… 6
(2) 高等部での進路指導の目標	… 7
(3) 進路に関する年間行事	… 8
(4) 高等部3年間の進路決定までの流れ	… 9
(5) 産業現場等における実習（現場実習）について	…10
(6) 長期休業中の個人実習	…15
(7) 個別移行支援計画について	…16
3 卒業段階での主な進路先	
(1) 一般就労	…17
(2) 一般就労に係る支援機関	…18
(3) 福祉サービスの利用（障害福祉サービスの利用）	…20
4 愛顔のえひめ特別支援学校技能検定について	…25
巻末資料	
参考資料① 「本人の自立を支える家庭生活について」	
参考資料② 「障害者総合支援法におけるサービスの利用」	
参考資料③ 「障害者手帳について」	
参考資料④ 「卒業生の進路状況について」	
参考資料⑤ 「障害年金・手当等」	

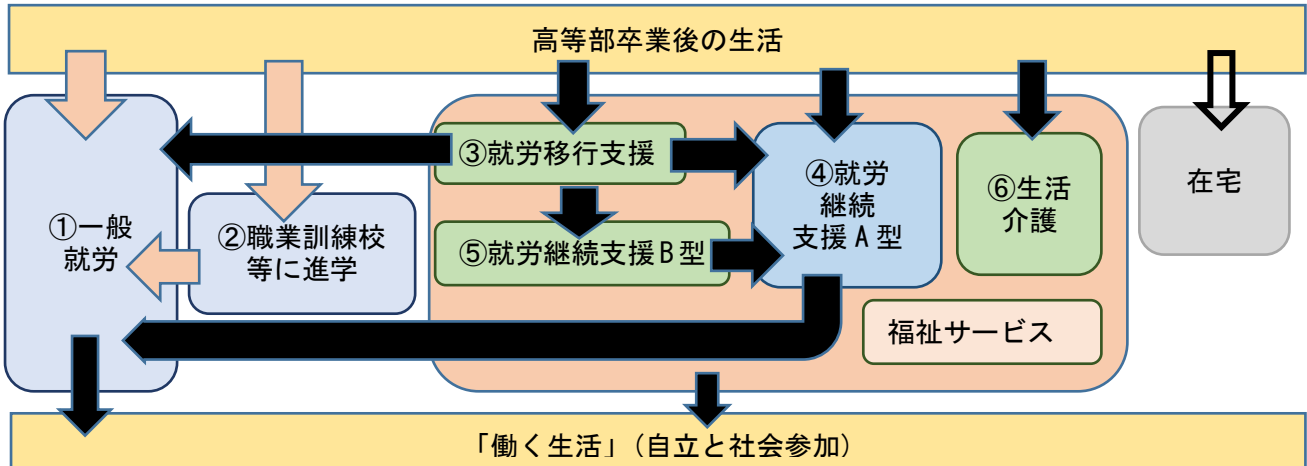
1 高等部卒業後の進路について

卒業後の生活を考えたとき、「どんな仕事を」「どんな場所で」するか、希望や疑問等が出てくると思います。進路先、いわゆる「働く場」について考えてみましょう。

(1) 「一般就労」と「福祉サービスの利用」

高等部卒業後の進路は、大きく分けると二つあります。

一つは民間企業等に就職する「一般就労」です。もう一つは障害福祉サービス事業所を利用する「福祉サービスの利用」です。



上の図は、高等部を卒業した後の進路先をイメージしたものです。

① 一般就労 ※P17～

一般企業や公的機関等に就職して雇用契約を結び、賃金(給料)を得て働く一般的な就労です。本校では、基本的に公共職業安定所(ハローワーク)を通して、求職受理相談(就職に関する相談※P18～19)を伴う障がい者求人と考えています。

② 職業訓練校や県立産業技術専門校への進学 ※P20～

一般就労を目指す進路先です。

③～⑥ 福祉サービスの利用 ※P20～

障害福祉サービスを利用しながら働く進路先です。一人一人の状況に合った支援を受けながら生産活動を行います。

③ 就労移行支援事業所 ※P22

一般就労への移行に向けて、一定期間(基本2年以内)、就労に必要な訓練を行い、就労先を検討していく事業所です。

④ 就労継続支援A型事業所 ※P20

福祉サービスを利用したり、必要な訓練を受けたりしながら、雇用契約を結び、最低賃金が保障されます。公共職業安定所(ハローワーク)を通した求職受理相談(就職に関する相談※P18～19)が必要です。

⑤ 就労継続支援B型事業所 ※P21～

利用する人に合わせて、働く場を提供しながら、必要な訓練をしています。卒業後、すぐ利用する場合、就労アセスメント(評価※P21～22)が必要です。

⑥ **生活介護事業所** ※P23

介護が必要な方に、主に昼間に介護、相談及び助言、日常生活上の支援、創作的活動又は、生産活動の機会の提供、必要な援助等が受けられます。

※ 一般就労と福祉サービスの利用の違いは、一般就労の場合、労働基準法に基づき、雇用契約を結び、労働に対する賃金が発生します。福祉サービスの利用をした場合、働くと同時に福祉サービスを受けることができます。

(2) 卒業後の生活に必要とされる力

「障害者差別解消法」が、平成28年4月から施行され、職場への理解啓発を進めながら、障がいの特性に対する理解も進んでいます。しかし、民間企業等は、利益を生み出してこそ成り立つものです。就職するためには、企業からの歩み寄りとともに、職場で働くために必要なことを育んでいく必要があります。

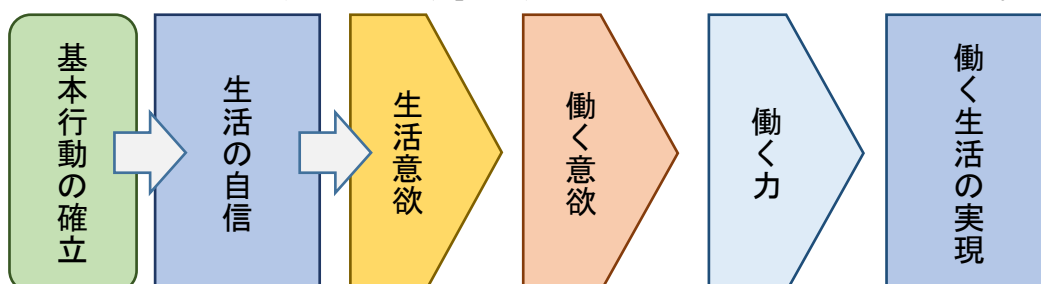
現場実習の事前打合せや評価、就職支援ネットワークでの話合い等によると、「仕事自体については職場での指導も可能であり、改善も期待できるが、基本的な生活習慣については、職場に指導のノウハウや時間的ゆとりもなく、就業するまでに確実に身に付けてほしい事柄である」という意見があり、企業や事業所、施設が求めるものとして、次のような事柄が挙げられました。

- 着替え、入浴、食事、排せつ等、日常の身近処理において自立しており、規則正しい生活を送ることができる。
 - 気持ちのよい挨拶や返事、報告や相談ができる。
 - 働きたいという意欲があり、自ら進んで仕事ができる。
 - 長時間働き続ける体力と根気がある。
 - 通勤が一人でできる等。
- ※ 特に「一般就労」では、一人で正しく働こうとする意識や周りの人とコミュニケーションを取ろうとする姿勢が求められています。

(3) 家庭でできるキャリア教育

本校で考える「キャリア教育」とは、子どもの勤労観・職業観を育て、将来、社会人・職業人として、自立していく上で必要な力や態度を育み、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく教育です。

「勤労観」を育てることは、「生活意欲」を育てることです。生活集団の中で自分の役割を果たし、周りから必要とされる経験を積み重ねることで育ちます。「職業観」を育てることは、「働く意欲」を育てることです。作業学習等を通して質の高い製品を作る等貢献することで認められる体験を積み重ね、働くことの価値を理解することで育ちます。「働く意欲」は、「生活意欲」がないと生まれません。さらに確かな「基本行動」の定着を図ることで、「生活の自信」につながり、「生活意欲」を育てる要件であると考えています。



※ 勤労観・職業観を育てるために

① 基本行動を大切にす

「基本行動」とは、「基本的生活習慣(食事・排せつ・寝起き、清潔、身の回りの整理、身なり)」や挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ること等の「日常生活や社会生活において最低必要な基本的な内容」で、実態によって必要な支援や表出されるかたちは異なるものの、生きていく上で誰もが身に付ける必要のある行動の一つです。

「基本行動」は、単に着替えや挨拶等のやり方を教えることで身に付くわけではありません。場面や状況が変わってもできるようにするためには、「正しく、確かに、主体的にできる」ことを目指して、学校と家庭が連携して支援を工夫することが必要です。そのためには、一般社会で通用する方法で正確に、身に付けた「基本行動」が場面や状況が変わっても、働き掛けがなくても自分から行動しようとする意識を育てることがとても大切です。

「基本行動」の定着を図ることは、将来社会人として生きていくための基本となるものです。「年齢や経験を重ねれば、そのうちできるようになるだろう」と考えて時期を逃すと、定着・改善が困難となる場合が多いです。思い立った今から、家庭で「基本行動」の確立を重視していきましょう。朝起きてから夜寝るまでの「基本行動」が、一人で正しく確かにできるようになることで、意欲的に生活が送れるようになります。

② 「生活意欲」・「働く意欲」を育てる

年齢に応じた家事労働(手伝い)を分担し、役割を自分から正しくやり遂げるようにしましょう。家族の一員として役割を果たし、貢献する喜びや達成感が将来の「働く生活」の基になります。うまくできたことや本人が気付いてしようとしたことを褒めたり、感謝の気持ちを伝えたりすることで、意欲が育ちます。

③ 社会に通用する力を育てる

社会に通用する決まりやルール・マナーを身に付けるようにしましょう。小学部低学年のときから身に付けていきたいものです。また、卒業後を想定して、「自分のことは自分で」「一人で確実に」行うことや自力で難しいことは支援を求めること、家族の一員としての役割を、毎日責任をもってやり遂げることを積み重ねていきましょう。

卒業後の一歩をしっかりと踏み出せるように、今からできることをしていきましょう。本人の自立を支える家庭生活として、参考資料に具体的な内容を記しています。参考資料①「本人の自立を支える家庭生活」を参照してください。

(4) 卒業後の就労支援アフターケアについて

アフターケアとは、進路先である事業所を訪問して、卒業生の様子を見たり、担当者と懇談したりすることにより、卒業後の実態を把握するとともに課題の明確化を図り、職場定着等に向けて具体的な支援を行うことを目的とします。

① 進路指導主事による定期的なアフターケア

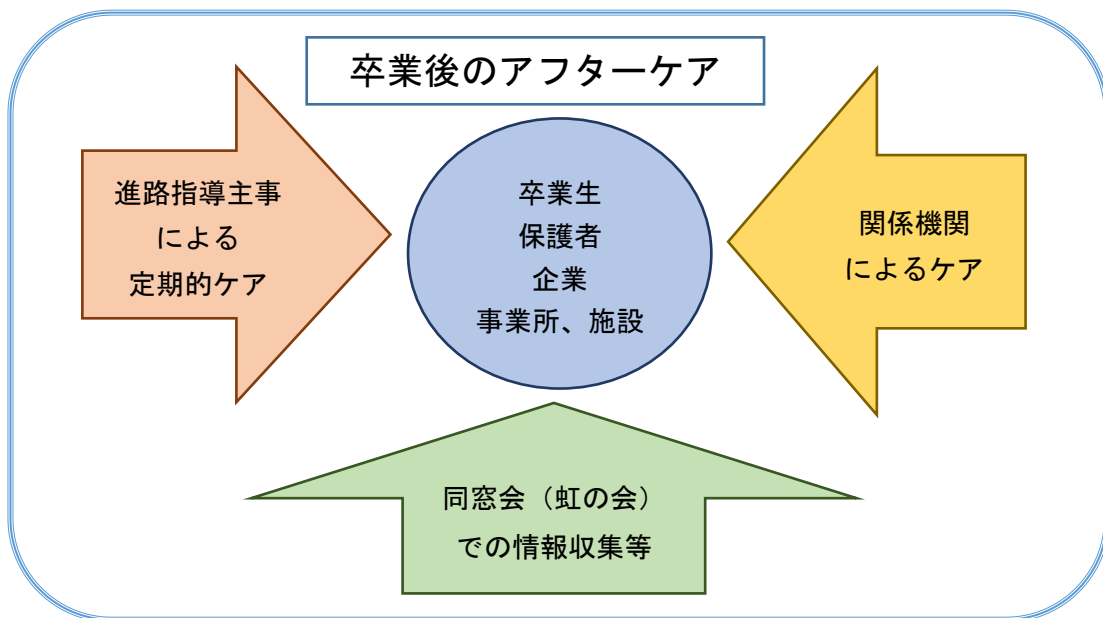
卒業生の進路先へ就職後1～3か月後や1年後に定期的な訪問と随時訪問を実施し、継続した連携・協力をを行い、職場定着を目指しています。特に夏季休業中を中心に、卒業生の進路先を訪問しています。

② 関係機関によるサポート体制

障がいのある人を支援する機関が増え、学校以外のサポート体制も充実してきました。職場への定着を確実にするためには、こうした支援機関のサポートを積極的に受けることが重要になってきています。「就労に関係する支援機関」として、公共職業安定所（ハローワーク）、障がい者就業・生活支援センター、愛媛障害者職業センター、県立産業技術専門校、愛媛県社会福祉事業団（宿泊型自立訓練事業所どうご清友寮他）等があります。

③ 同窓会等における情報収集等

月1回開かれる同窓会（虹の会）において、参加している卒業生や家族から状況を聞き、卒業生の状況把握を行っています。必要に応じて、アドバイスをしたり、後日、進路先を訪問したりしています（コロナ渦では、会報の発行を中心として行っています）。



2 進路指導の基本的な考え方

(1) 進路指導の方針

児童生徒・保護者の思いや願いを把握し、その実現に向けた支援を適切に行えるよう、小学部から組織的、系統的にキャリア教育を推進する。

① 小学部

日常生活に必要な力を身に付けるとともに、体験的な活動や目当てをもった活動等を通して、自主的・主体的に取り組もうとする意欲や態度を身に付ける。

- ・ 基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・ 学校生活に遊びや運動を取り入れながら、心身の調和的発達を基礎を培う。
- ・ コミュニケーション能力の向上を図ると共に、人との関わりを広げ、社会性を育てる。
- ・ 興味関心を高め、豊かな情操を育てる。

② 中学部

作業学習等実際的な「働く」体験を通して、やりがいや充実感を味わうとともに、社会生活や職業に関する興味関心を深め、集団におけるよりよい振舞い方を身に付ける。

- ・ 職業生活に必要な基礎的な知識・技能及び態度を身に付ける。
- ・ 多様な体験、活動を通して、健康の保持増進と体力の向上、心身の調和的発達を図る。
- ・ 学校や家庭での役割を果たし、意欲的・主体的に活動できる生徒の育成を図る。
- ・ 集団の中で、自分を表現したり、他者との関わりを大切にしたりする豊かな心情を育てる。

③ 高等部

産業現場等における実習や作業学習等を通して、卒業後の職業生活に必要な実践的な知識や技能・態度を身に付けると共に、職業への理解を深め、よりよい進路選択を行う。

- ・ 働く喜びや意義について理解し、将来の職業生活に必要な実践的な能力や態度を身に付ける。
- ・ 自分の生活や学習上の課題を見付け、解決しようとする目的的な行動を身に付ける。
- ・ 社会の中での役割を果たしながら、自己の生活を見つめ、主体的な生活を送ることができる。
- ・ 健康管理や健康の増進に努め、余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。

(2) 高等部での進路指導の目標

① 高等部での目標

「生徒一人一人が生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択できるよう支援する。」

② 各学年での目標と内容

第1学年	「進路を知り、就労に向けた基礎づくり」	
	目標	健康に気を付け、家庭や学校での基本的な生活習慣を確立し、働くことへの意識を高めようとする。 愛媛大学での集団実習や2週間の個別実習等で、身だしなみや職場のルールを守りながら働くことを通じて、働くことへのイメージをつくり、進路について主体的に考えようとする。
第2学年	「進路を考え、自分のよさと課題を理解」	
	目標	職場での人間関係を円滑に進めることができるように、働く場にふさわしい言動を身に付けようとする。 個別実習において、異なる職種・業種を体験することで、自分の課題やよさに気づき、具体的に進路を考えようとする。
第3学年	「進路を決め、進路実現と卒業後の生活設計」	
	目標	就労を想定した実習を行い、決められた仕事に責任をもって取り組み続ける力を養うこと、進路を自己決定しようとする。 進路の決定だけでなく、関係諸機関との連携、余暇活動の充実、金銭の管理等卒業後の社会生活の具体的なイメージをもつ。
第3学年	内容	<ul style="list-style-type: none">・ 働く場にふさわしい態度を身に付け、良好な対人関係を築く。・ 自分の能力や適性を理解し、自分に合った職業を考える。・ 適切な進路選択のために、いろいろな職業や職業生活について知る。・ 就労を目指し、必要な課題意識をもち、目標に向けて取り組む。
	内容	<ul style="list-style-type: none">・ 就労に必要な知識や技能の習得に意欲的に取り組む。・ 様々な職業が社会や生活に果たしている役割及びその意義を理解する。・ 自分の適性を踏まえ、主体的に進路を選択する。・ 将来の生活設計を行い、卒業後の生活を具体的に考え、社会人としての意識を高める。

(3) 進路に関する年間行事

本校の主な進路関係行事は以下のとおりです。枠で示した行事は、全保護者対象の行事で、学校から様々な進路情報を提供します。

	実施時期	行事	内容 ○目的	対象
1学期	4月下旬	進路懇談(家庭訪問)	進路希望や現場実習場所の確認	保護者
	5月下旬	前期現場実習説明会	昨年度の卒業生の進路状況 本校の進路指導、現場実習の取組の概要の説明	保護者
	6月	中学部前期現場実習	※ 中学部現場実習 ※P10	中学生
		高等部前期現場実習	※ 高等部現場実習 ※P11~14	高生徒
	7月上旬	求職受理相談 ※P20	高等部3年生のうち、一般企業、A型事業所に就職を希望する者が、公共職業安定所の担当者に就職について相談	該当生徒 保護者
進路懇談(個別懇談)		現場実習の取組の様子の確認や次の現場実習場所の検討	生徒 保護者	
夏休み	7月下旬	長期休業中個人実習	長期休業中個人実習 ※P15の項目参照	希望生徒
	8月	就労アセスメント(評価) ※P21	高等部3年生のうち、B型事業所の利用を希望する者が就労移行事業所で実習	該当生徒
2学期	11月上旬	PTA主催職場懇談会	○ PTAが中心となり、児童・生徒の自立と社会参加を促進するため、家庭、地域及び労働、福祉等の関係機関との連携の深化	希望 保護者
		後期現場実習説明会	後期現場実習の概要の説明	
	11月下旬	中学部後期現場実習	※ 中学部現場実習 ※P10	中学生
		高等部後期現場実習	※ 高等部現場実習 ※P11~14	高生徒
	12月	PTA主催職場研修会	○ PTAが中心となり、児童・生徒の自立と社会参加を促進するため、家庭、地域及び労働、福祉等の関係機関との連携を深化	希望 保護者
進路懇談(個別懇談)		現場実習の取組の様子の確認や次の現場実習場所の検討	保護者	
3学期	1月下旬	合同就職説明会	現場実習やその後の就職につながるよう、障がいのある生徒がより多くの企業情報やその仕事内容について知る機会。	該当生徒 保護者
	3月上旬	進路懇談(個別懇談)	次年度の現場実習場所の検討	生徒 保護者
春休み	3月下旬	長期休業中個人実習	長期休業中の個人実習 ※P15	希望生徒

(4) 高等部3年間の進路決定までの流れ

次の表は、高等部に入学してから卒業後の進路を決定するまでの流れです。

学年	時期	内容			
		就職希望(一般企業・A型事業所)		福祉サービス事業所の利用希望	
1年生	4月	進路希望調査			
	6月	前期現場実習(集団実習…愛媛大学城北キャンパス)			
	11月	後期現場実習(個別実習)			
2年生	4月	進路希望調査			
	6月	前期現場実習(個別実習)			
	11月	後期現場実習(個別実習)			
	3月	進路指導主事を交えた進路懇談			
		長期休業中個人実習			
3年生	4月	進路希望調査			
	6月	前期現場実習(個別実習)			
	7月	求職受理相談 ※P19		就労アセスメント(評価)の依頼 (B型事業所の利用希望のみ) ※P21、22	
		進路指導主事を交えた進路懇談			
	7～8月	長期休業中個人実習		就労アセスメント(評価) (B型事業所の利用希望のみ) ※P21、22	
		後期現場実習(個別実習)			
	11月	進路指導主事を交えた進路懇談			
	12月	求職相談(ハローワーク) 仮登録(えひめ障がい者就労・生活支援センター)		市町役場への 福祉サービス利用申請	利用の打診 ↓
		12～1月	長期休業中個人実習		
	1～2月	最終面接		契約	
2～3月	進路先決定				

(5) 産業現場等における実習（現場実習）について

現場実習とは、学習指導要領では、「産業現場等における実習」と示されています。「産業現場等」とは、商店や企業、農業、市役所等の公的機関、作業所等の福祉施設等を示します。

また、学習指導要領では、「産業現場等」において、実際に仕事を体験することを通して、将来の職業生活に必要なことや、自己の適性等についての理解を促すとともに、働く力を身に付けることの意味を理解し、働くことへの意欲を高めながら、卒業後の進路について考えることをねらいとして示しています。

実習場所の「産業現場等」では、それぞれの経営方針のもと、仕事を行っていますが、本校では、学習指導要領に基づき、学校の教育活動の一環として現場実習を実習場所と連携して実施しています。そして、単に職場で仕事を体験するというのではなく、個々に応じた目的・目標を設定し、職種・職域を考え、個々の実際の生活に生きる力や生涯にわたって活用できる資質や能力が育成できるように意図的に現場実習を計画しています。その計画に当たっては、生徒本人の実習に向けた意思を確認するとともに、関係諸機関や家庭との連携を大切にしています。

① 中学部の現場実習

本校中学部では、進路指導の一環として、中学部3年生(全員)に対して、年2回現場実習を実施しています。

ア 目的

- ・ 働くことの大切さが分かり、職場の決まりを知ることや健康を維持すること等、働く上で必要となる基本的な事柄を理解する。
- ・ 自分のよさや適性に気付き、将来の進路について考えることができるようにする。
- ・ 高等部への進学等を見越し、中学部後期段階における「働く生活」づくりを進める。

イ 現場実習の実習形態と日程

集団実習として、前期及び後期各1回、現場実習期間を設け、計画的に学んでいけるようにしています。教師が引率して指導に当たるとともに、実習場所への通勤については、高等部での現場実習につながるよう、保護者と連携しながら指導を進めています。

〈前期の現場実習〉

- ・ 期間 1学期(6月)に4日間
- ・ 場所 いちご農園(松山市内)
- ・ 内容 ハウス内での農作業、土の片付け、除草、苗植え、環境整備等

〈後期の現場実習〉

- ・ 期間 2学期(11月)に5日間
- ・ 場所 愛媛大学農学部樽味地区(農学部キャンパス)…2日間
愛媛大学農学部北条農場…3日間
- ・ 内容 樽味地区…落ち葉集め等
北条農園…みかんの収穫

② 高等部の現場実習

ア 目的

- ・ 現場実習は企業や事業所等の協力を得て、学校や家庭で身に付けてきた力が実際の場面でどのように発揮できるのか、また、どのような力がさらに必要なのかについて生徒、学校、保護者が理解を深めるために設定されています。
- ・ 一般企業や障害福祉サービス事業所等での実習を通して、実際の社会や職場での生活を体験し、職場でのルールや仕事の厳しさ、楽しさ、やりがい等を学ぶとともに働く力や意欲を身に付け、将来の進路選択につなげることのできる学習です。

イ 現場実習の実習形態

現場実習は、引率指導と巡回指導に分かれます。

引率指導とは、実習場所に高等部の教員が1日又は半日、実習生と一緒に活動を行う指導です。巡回指導とは、実習場所に高等部教員が1日1回、巡回する指導です。

ウ 現場実習に向けての進路懇談

現場実習に向けての懇談は、2、3年生に向けて、おおよそ以下の時期に行っています。他の時期に希望される場合は、学級担任にご相談ください。

	対象生徒	進路懇談時期
前期現場実習	3年生	3月の個人懇談、4月の家庭訪問等
後期現場実習	2、3年生	7月の個人懇談、9月の希望個人懇談

エ 現場実習の日程及び場所

本校では、前期と後期の年2回の現場実習期間を設けています。企業、事業所の都合や生徒の体調等によって実習期間が、短くなる場合もあります。その場合、残りの期間は校内実習を行います。

実習場所については、日常生活や作業学習等の評価をもとに、働く意欲や態度、現場で働くための体力等を検討し、高等部3年間を通して各学年に応じた内容を計画的に学んでいけるように調整し、決定します。実習場所の調整と決定につきまして、以下に記載しています。

オ 実習場所の調整と決定

現場実習を実施するに当たって、進路希望調査を基に、家庭訪問や個人懇談等において、将来、どのような働き方をしたいか、どのような職業に就きたいか、ということを直接確認していきます。また、職場懇談会や職場研修会、進路だよりの発行等を通して家庭との情報の共有化をするとともに、学校及び家庭が互いに考えていることを伝える機会を設け、連携を図りながら進めていくことが大切であると考えます。

以下に、本校の実習場所の調整を進める上でのポイントを挙げます。

(ア) 自己選択・自己決定に向けて

高等部卒業後の進路を考えていく上で、本人や保護者がどのような希望をもっているか、ということが重要です。生徒自身が実習を通して「自分の進路先を考える」ことは、自己理解を深めていくために大切なことであり、自己選択・自己決定の機会をもつことでもあります。そのために、生徒本人、保護者のどちらからも希望を聞き、どのような職場で実習をしていくことが有効であるかということを考えながら、実習場所の調整を進めていくようにしています。同時に保護者に対して、企業や福祉サービス事業所、施設等の見学の機会を設ける等、積極的に進路に関する情報を提供し、よりよい進路を考える機会になるように努めています。

(イ) 実際の仕事の場面での経験の重要性

生徒や保護者の中には、早い段階で将来、利用したい事業所を決められている場合があります。これは、将来の進路に対する関心の高さであると同時に、事業所のイメージや身近な先輩の進路に起因している場合も多いようです。進路希望先を決めている場合でも、生徒の視野を広げたり、就労にあたって必要な基礎的な資質を身に付け、就労への可能性を検討したりする意味でも、高等部に在学中に複数の実習場所での経験をしておくことは大切であると考えます。

(ウ) その時期に必要な段階的な現場実習の計画

本校高等部では、一貫して、全員が1年生から現場実習を行うようにしています。これは、学校や家庭で身に付けてきた力が実際の場面でどのように発揮できるのか、また、どのような力がさらに必要なのかを、生徒・保護者・学校が理解を深められるようにするためです。高等部3年間のそれぞれの時期にふさわしい実習の中で、個々に応じた目的・目標を設定し、それに対応する職種・職域を考えて、実習を計画・実施しています。そのためには、各学年のそれぞれの時期にふさわしい実習について、ねらいを共通理解して望むことが大切です。

各学年でのねらいは、次のとおりです。

高 1	働くことを経験する最初の段階として、前期は集団実習に取り組みます。校外で2週間にわたる、終日働く活動を通して、働くことの大切さを知り、やりがいを感じて仕事を体験します。後期の個人実習では、一人、または先輩や同級生と実習に取り組むことで、現場実習のイメージが明確になるようにします。また、生徒一人一人の卒業後の就労生活に必要な資質を見付け、伸ばしていけるようにしていきます。
高 2	高等部2年生の段階の個人実習は、様々な仕事を知り、自己の適性について考える機会として位置付けています。就労を目指して必要な課題意識をもち、目標を立てるようにしていきます。直接的な進路先に結び付かない場合もありますが、現場実習での評価を基にしながら学校生活の中でも個々の課題に取り組む、次の現場実習に向かっていくという積極的な取組が期待できる時期でもあります。
高 3	進路の選択・決定に向けて、これまでの現場実習の経験を踏まえて実習場所を絞り込み、進路決定に向けた現場実習を進めます。長期休業中に追加での実習を設定したり、卒業前に就労前事前実習を行ったりしています。

カ 現場実習の概要

・ 高等部1年生での現場実習

時期	位置付け	目標	形態	期間	場所	内容
前期 1 学期	働くことを 学ぶための実 習	働く経験を通して、働くことの意義 を理解し、働くことの厳しさや喜びを 味わうことができる。 仕事を中心とした生活を経験する ことにより、基本的な生活習慣及び仕 事の継続に必要な知識、技能、態度等、 職業生活について理解することがで きる。	全 員 による 集 団 実 習 引 率 指 導 の み	2週間	愛媛大 学内（終 日実施）	環境整備 （草引き・落 ち葉掃き・床 掃除等）
後期 2 学期	働くことを 学ぶための実 習	実際の現場での働く体験を通して、 働くことへの心構えをもったり、意欲 を高めたりすることができる。 仕事を中心とした生活を経験する ことにより、基本的な生活習慣及び仕 事の継続に必要な知識、技能、態度等、 職業生活について理解することがで きる。	小 集 団 及 び 個 人 に よる 個 別実習	2週間	一 般 企 業、福祉 事業所等	実習場所 で実際に行 われている 作業等

※ 高1の前期現場実習中の2週目に職場見学を実施。先輩たちの働く姿を見学する（保護者も一緒に見学）。

・ 高等部2年生の現場実習

時期	位置付け	目標	形態	期間	場所	内容
前期 1 学期	働くことを 学ぶための実 習	実際の現場での働く体験を通して、 働くことへの心構えをもったり、意欲 を高めたりすることができる。 実習を行う中で、通勤、基本的な生 活習慣、実習場所での人間関係等、職 業生活に必要な知識、技能、態度を身 に付けることができる。	小 集 団 及 び 個 人 に よる 個 別実習	2週間	一 般 企 業、福祉 事業所等	実習場所 で実際に行 われている 作業等
後期 2 学期	卒業後の実 際の進路先と して考える進 路選択実習	卒業後を想定した生活を体験し、卒 業後の生活への見通しをもつことが できる。 実際の現場で必要な知識、技能、態 度を身に付けることができる。	小 集 団 また は 個 別 実習	3週間	一 般 企 業、福祉 事業所等	実習場所 で実際に行 われている 作業等

・ 高等部3年生の現場実習

学年	位置付け	目標	形態	期間	場所	内容
前期 1 学期	卒業後の実際の進路先として考える進路選択実習	卒業後を想定した生活を体験し、卒業後の生活への見通しをもつことができる。 実際の現場で必要な知識、技能、態度を身に付けることができる。	小 集 団 また は 個 別 実 習	2 週間	一 般 企 業、 福 祉 事 業 所 等	実 習 場 所 で 実 際 に 行 わ れ て い る 作 業 等
後期 2 学期	卒業後の生活を想定した前提実習	卒業後を想定した生活を体験し、卒業後の生活への見通しをもつことができる。 実際の現場で専門的な知識、技能、態度を身に付けることができる。	個 別 実 習	3 週間	一 般 企 業、 福 祉 事 業 所 等	実 習 場 所 で 実 際 に 行 わ れ て い る 作 業 等

※ 高3の前期実習を終えても進路先が決定しない場合は、夏季休業中に個別に実習を行う場合がある。

※ 高3で卒業後、就労継続支援B型事業所を利用するためには、相談支援専門員に連絡し、夏休み中に、就労移行支援事業所において、就労アセスメント（評価）を受けるようになっている。

※ 高3の後期現場実習を終えても進路先が決定しない場合は、冬季休業中や1月中旬に個別に実習を行う場合がある。

(6) 長期休業中の個人実習

学校の教育課程に位置付けている行事ではありませんが、希望者については、長期休業中の個人実習も実施しています。詳細については、次のとおりです。

目的	将来の「働く生活」を目指し、前期・後期の現場実習の発展として、実際の仕事や職場の環境にさらに慣れるとともに、本人の適性を見極める。また、実習評価をもとに次の目標達成に向けて挑戦したり、社会に通用する働く力を高めたりする機会としている。		
実施条件	<p>原則として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実習場所は、基本的に今までに実習したことのある産業現場等とし、一般企業や事業所の方の指示を受けて、任された仕事が一人で遂行できる。 ○ 自主通学をしており、実習場所まで自主通勤ができる。 ○ 家庭で自分の役割があり、毎日一人で責任をもって行っている。 ○ 保護者の承諾及び指導が得られ、対人・対物等の賠償保障のある保険に加入している。 		
期間	3日間～2週間程度 (期間及び実習時間は、本人、保護者の希望を基に、事業所と相談した上で決定します。)		
実習形態	個人実習		
対象生徒 と希望確認 時期	実施時期	対象生徒	希望確認時期
	夏季休業中	就職を希望する3年生	7月上旬
	冬季休業中	就職を希望する3年生のうち、当該企業や事業所に就職見込みの場合や進路先がまだ決まっていない場合のみ実施	12月中旬
	学年末休業中	就職を希望する2年生	1月下旬
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務日及び勤務時間は、事業所担当者と相談の上、変更することがあります。 ○ 原則、教師は引率しません。ただし、適宜巡回し、事業所との連携はとります。 ○ 実習場所の業務に支障を来し、有効な対策がとれない場合は実習を中止します。 ○ 通勤中又は実習中、万一実習生に事故が生じた場合は家庭の責任において処理していただきます。 ○ 学校の教育課程に位置付けている前期・後期現場実習期間中は、インターンシップ保険に全員加入していますが、その他の期間は保障期間外であるので、対人・対物等の賠償保障のある保険に加入していただきます。 ○ 通勤並びに実習に必要な経費は、保護者の負担とします。 ○ 実習ノートは、体調確認等の連絡用として活用する。生徒本人の評価や反省、感想等は各自、ご家庭で記入してください。 ○ 事業所との連絡調整、依頼文書等作成は進路指導主事が行います。事業所が受け入れ可能となれば、実習希望者が、学校に「個人実習届」を提出し、校長の承認を得て、実施します。なお、個人実習の実施後、「個人実習報告書」を提出してください。 		

※ 長期休業中の個人実習を希望される場合、対象生徒と希望確認時期の欄を参考にして、次の時期までに学級担任までご相談ください。

※ 長期休業中の個人実習は、教育課程に位置付けている前期・後期の現場実習とは異なり、保護者の管理下で行います。本人の適性や事業所の都合により、実習ができない場合もあります。あらかじめご了承ください。

(7) 個別移行支援計画について

① 個別移行支援計画について

学校在籍中は、個別の指導計画の下に学習活動を進めていますが、進路指導に関わっては、さらに、「学校卒業後の職業生活・社会生活を見通し、進路指導上の課題解決のための個別の支援計画」として個別移行支援計画を作成し、それを活用しながら教育活動を進めることが大切になります。

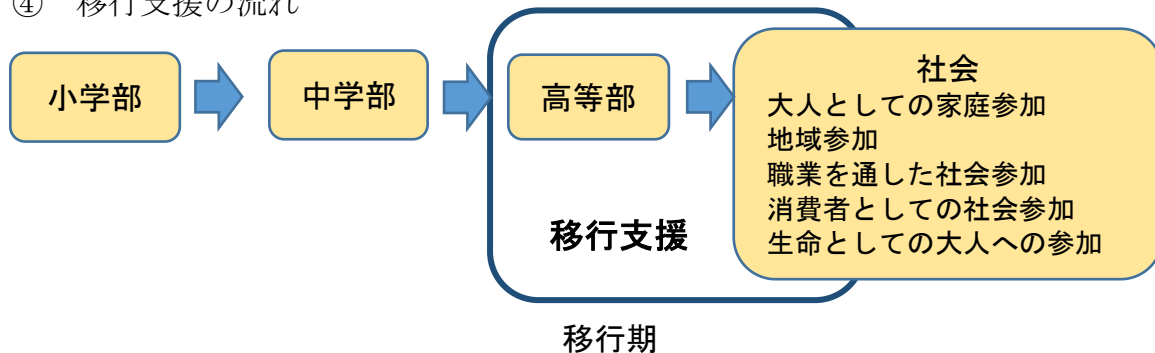
② 個別移行支援計画の必要性

- ・ 学校から地域、職場への移行をスムーズにするため。
- ・ 生徒一人一人に合った生き方への支援を行うため（進路指導には、本来、個別性がある）。
- ・ 地域の福祉機関、労働機関、就労支援センター、企業、行政等が連携して生徒の在学中からネットワークを形成し、支援することが大切になるため。
- ・ 地域で豊かに生きていくためには、地域の様々な機関が支援を分担し合うことが大切になるため（一つの企業や作業所、施設が、すべてを抱えた支援には限界がある）。

③ 個別移行支援計画を作成するねらい

- ・ 学校から社会（家庭等暮らしの場、地域、職場）への移行をスムーズにし、地域・社会で豊かな生活を送ることができるようにする（より豊かに生きていくために）。
- ・ 学校で付けてきた力が、卒業後、一層発展できるようにする。
- ・ 地域に開かれた学校づくりを進める。
- ・ 就労支援と生活支援の一体化を進める。

④ 移行支援の流れ



⑤ 個別移行支援についての話し合い

高等部3年生の後期現場実習後、進路先が決定すると、「個別移行支援計画」の中の「将来の生活についての希望」や「必要と思われる支援の内容」を本人や家族に確認してもらいます。それに基づき、進路先に赴き、保護者、企業・事業所担当者、学級担任、進路指導担当で個別移行支援の話し合いをします。卒業後の生活を想定し、誰がどのような支援ができるかを確認していきます。

3 卒業段階での主な進路先

(1) 一般就労

民間企業や公的機関等で雇用関係に基づき働くことです。本校で考えている一般就労とは、基本的に公共職業安定所（ハローワーク）を通じた障がい者求人です。

それ以外（縁故や障がいをオープンにしない等）を検討されている場合は、早めに担任または進路指導部にご相談ください。

企業の主な業種	企業の主な職種
農業	野菜・果物の栽培・収穫・運搬、園芸サービス等
製造業	機械・電気機器の製造・組立補助、食品製造、印刷業等
運輸・通信業	荷物の仕分け・運搬・梱包・在庫管理等
医療・福祉	病院、老人介護施設、保育所、障がい者福祉施設等
卸売・小売業	衣料品販売、スーパーマーケット、ドラッグストア等
宿泊・飲食サービス業	飲食店、ホテル等
その他	一般事務、ビルメンテナンス等

① 民間企業の雇用の形態

・ 正社員

一般的には雇用の期限を定めない契約。基本的に就業規則に定められた勤務時間があり、各種の手当や福利厚生を受けることができます。1日8時間、週40時間が基本で、必要に応じて残業等が発生する場合があります。相応の体力や就労スキル、責任感が必要となります。

・ パート、契約社員

雇用の期限が、半年や1年ごと等有期の場合が多い。障がい者求人に関しては、基本的に契約は更新されることが多く（原則更新）、勤務時間は実態に応じて相談をしながら決定することができます。体力的に自信がない等不安がある場合、短時間から始めて徐々に時間を伸ばすことも可能な場合があります。また、一定期間の勤務状況を見て、正社員として登用される場合もあります。

② 保険について

・ 雇用保険

基本的に雇用保険は、継続して雇用見込みがあり、週20時間以上の所定労働時間があることが要件となります。加入の手続きは事業主が行います。雇用保険被保険者証が配布されることになっています。

・ 社会保険

健康保険・厚生年金保険は、正社員の概ね3/4以上の所定労働時間（およそ週30時間）及び3/4以上の労働日数があることが加入の条件となります。保険料は労使折半となり、強制的に加入することになります。平成28年10月より、特定の要件を満たせば、20時間以上の労働者も社会保険に加入できるようになりました。

・ 健康保険

病院にかかったときの療養の給付等のほか、療養のため労務に服することができない日については傷病手当金、産前産後休業期間中の出産手当金や、出産したときの出産育児一時金、被保険者が死亡したときの埋葬料等の給付があります。

- ・ 厚生年金保険

20歳以上の国民全員は、原則全員が公的年金に加入する必要があり、第2号被保険者となります。また、国民年金にも加入していることとなります。厚生年金の加入期間の長さ、現役時代の保険料の計算の基礎となった給与や賞与の額により、老齢年金の額が決まります。

- ・ 労災保険

業務上起こった事故等による、けがや疾病に対して補償される保険です。パート、嘱託、契約社員等、全ての労働者が対象となります。保険料は、全額事業主が負担します。

※ これらの保険関係は、事業主との雇用契約の際に、求人票等で必ず確認してください。

③ 雇用率について（障害者雇用率制度）

共生社会実現のため、「障害者雇用促進法」により、一定上の規模の企業に、従業員数に対して法定雇用率以上の障がい者（知的・身体・精神）を雇用する義務を定めたものです。また、従業員100名以上の法定雇用率を下回っている事業主から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給しています。（令和3年3月1日より、民間企業の法定雇用率は2.2%から2.3%に引き上げられました。）

④ 特例子会社について

上記の法定雇用率を達成するために、企業に認められた特例制度のこと。事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件（障がい者が5名以上で全体の20%以上、重度障がい者が全体の30%以上であること、専門の指導員を配置すること等）を満たした場合、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されていると見なすことができることとなっており、雇用側と労働者側、双方にメリットがある制度となっています。

(2) 一般就労に係る支援機関

① 公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談・職業紹介を主にする機関です。

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が障がいの特性や適性、希望職種等に応じ、職業相談、職業紹介（合同就職面接会）、職場適応指導を行っています。

また、企業で障がい者雇用を進めることができるように、職域開拓、雇用管理、職場環境整備、特例子会社設立等についての相談を受け付けたり、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場適応訓練等、障がい者の状況に合わせた様々な訓練や各種助成金（特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金）の案内を行ったりしています。

本校生徒や保護者に対して、アドバイスや就職する際に必要な手続きの中心的な役割を担っています。一般企業やA型事業所への就職を希望する場合、高等部3年生の6～7月に、公共職業安定所（ハローワーク）を通した求職受理相談（就職に関する相談）が必要となります。

※ 公共職業安定所（ハローワーク）による求職受理相談（就職に関する相談）

求職受理相談とは、一般企業やA型事業所への就職を希望する高等部3年生を対象に公共職業安定所（ハローワーク）の担当者と、就職に関する相談をすることです。

障がいにより就職が困難で、就職機会の少ない障がいのある方を対象に、一般求職者よりさらに手厚く求職受理が公共職業安定所（ハローワーク）によって行われます。求職登録をすることで、職業相談、職業紹介（求人票を見て応募できる）や就職後の支援や指導を受けることができたり、事業所に対しては助成金の交付をしたりすることができます。

就職を希望する障がいのある方は、原則、居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で求職登録を行います。しかし、新卒者（在学中）については学校を会場にして求職登録を行います。本校の場合、一般企業やA型事業所への就職を希望する場合、高等部3年生の6～7月に、学校において求職登録を行います。主な内容としては、学校での学習状況、現場実習の状況や就職の具体的な希望の確認等です。公共職業安定所（ハローワーク）の担当者と生徒本人、保護者、学級担任、学級副担任、進路指導担当が行います。必要書類として、学校が用意する職業相談票と保護者が用意する求職申込書、療育手帳の写しが必要です。

② 障がい者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法改正により創設され、雇用、福祉、教育等の各機関と連携しながら、障がいのある方の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関です。障がいのある方の自立と、安定した職業生活の実現を目指しています。

就業面での支援として、職業準備訓練、職場実習、就労移行支援事業所等へのあっ旋等、就職に向けた準備支援や求職活動で必要となる活動への支援をしています。

生活面での支援として、職場定着に向けた支援や生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言や住居、年金、余暇活動等地域生活、生活設計に関する助言等をしています。

定期的に本校と情報交換を行っているため、就職決定後もスムーズな支援体制を築くことができます。卒業後も、無料で登録でき、就職が決まらない場合も、自立を目指した相談や支援を受けることができます。

③ 愛媛障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障がい者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供している機関です。

障がいのある方へのサービスとして、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助（ジョブコーチ）、職場復帰の支援（リワーク支援）等、個々の障がい状況に応じた継続的な支援を行っています。

事業種の方へのサービスとして、障がい者の雇入れや雇用継続、職場復帰等の支援や雇用管理に関する助言や情報提供、事業主向けの講習等を行っています。

④ 職業訓練校・能力開発校

就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上を図ることを目的として都道府県が運営する施設です。1年または2年間学校に通い、各種資格を取得し、企業等での実習を経て卒業後の就労を目指します。入校には筆記、作業、面接等の検査があります。収入等の一定の条件を満たすと、職業訓練受講給付金が支給されます。

ア 県立産業技術専門校

高等学校を卒業された方や離職して再就職を希望する方に対して、就職のために必要な専門的な知識や技能を身に付けるための職業訓練を実施する県立の職業能力開発施設です。平成31年に今治高等技術専門校と松山高等技術専門校を「愛媛中央産業技術専門校」として統合し、愛媛の中央部における基幹組織として再編されました。

愛媛中央産業技術専門校（松山駐在）には、身体、知的又は精神障がい等のある方を対象とする「実践能力習得科」というコースがあり、県内の企業、NPO法人等の事業所現場で、作業実習を中心に訓練を行いながら、企業への就職を目指しています。また、身体、知的又は精神障がい等のある方を対象とする「知識・技能習得科（OA関係コース）」というコースでは、委託先の企業、NPO法人等において、パソコンを用いた文書作成、表計算実技等の習得に関する訓練を行いながら、企業への就職を目指しています。

イ 障がい者職業能力開発訓練施設（ジョブサポート・タムラ）

障がいのある方を対象とした職業訓練（体力面・技術面・知識面での向上）を行い、働くことの大切さや喜びを知ってほしいとの思いから開設しています。

厚生労働省が認める障がい者職業能力開発支援事業に基づき、職業に必要な知識と技能を習得させ様々な職場で働ける労働者として養成し、職業の安定と労働者の地位向上を図り、社会の発展に寄与することを目的としています。

(3) 福祉サービスの利用（障害福祉サービスの利用）

平成25年より施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）に基づく、福祉サービスを受けながら働く働き方です。福祉サービスの利用を行う場としては、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所、生活保護法に基づく授産施設等があります。これは、個々の障がいの特性を理解してもらええる協力者のもとで働いている場合や、安心して生きがいをもって時間を過ごそうと考え、利用している場合が多いです。障害福祉サービスの利用には、期限のあるものとないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となる場合があります。

① 日中の通所で利用する障害福祉サービス

ア 就労継続支援A型事業所（雇用型の福祉サービスの利用→一般就労に含まれる）

〈労働者として働きながら一般企業への就職を目指すための福祉サービス〉

就労継続支援A型では、一般企業等への就労が困難な障がいのある方に対して、利用者と事業所が雇用契約を結び、労働基準法に準じて業務を行うため、利用者には原則最低賃金以上の賃金が支払われます。そのため、公共職業安定所（ハローワーク）を通して求職受理相談（就職に関する相談）が必要です。雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指します。

イ 就労継続支援B型事業所（非雇用型の福祉サービスの利用）

〈就労機会と生産活動を通じて次のステップを目指すための福祉サービス〉

就労継続支援B型事業所では、年齢や体力等の理由で、一般企業等と雇用契約を結んで働くことが難しい障がいのある方に対して、生産活動等の働く機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供する福祉サービスです。雇用契約を結ばないため、生産性を気にすることなく、障がいの症状や体調に合わせて自分のペースで働くことができます。多くの事業所では、工賃という形で毎月一定額の賃金が支払われています。

このサービスを通じて、生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

○ 就労継続支援B型事業所の利用に係るアセスメント（評価）

平成26年度までは、卒業後、生徒が働きたい事業所にて現場実習を行い、本校や就労継続支援B型事業所からの意見書を市町福祉課に提出することで、就労継続支援B型事業所の利用が認められていました。しかし、平成27年4月から、高等部を卒業後すぐに就労継続支援B型事業所で働くためには、在学中に就労移行支援事業所による「就労アセスメント（評価）」が必要になりました。本校では、卒業後、就労継続支援B型事業所を利用する場合、高等部3年生の6月から7月頃に相談支援専門員と相談し、お住まいの障がい福祉課と相談支援事業所に連絡を行い、就労移行支援の「**受給者証の暫定支給**」を受けます。その後、主に夏休み中に「就労移行支援事業所」で2週間の体験を行います。これを「**就労アセスメント（評価）**」と呼びます。

この結果、卒業後すぐに就労継続支援B型のサービス利用が適切だとする判定が出れば、高等部卒業後、就労移行支援B型事業所を利用することができます。

なお、「受給者証の暫定支給」を受ける場合も「**サービス等利用計画**」を作成する必要がありますので、未契約の方は「**相談支援事業所**」へ連絡、契約をしていただくようになっています。

※ 相談支援専門員の役割とは、障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援等、障がいのある方やそのご家族に対して全般的な相談支援を行います。

・ 就労アセスメント（評価）

対象生徒	卒業後すぐに就労継続支援B型事業所の利用を希望する生徒又は、利用の可能性のある生徒（原則として、就労継続支援B型事業所の利用は、将来的に一般就労を希望しており、その可能性を探るための利用となっている。）
対象にならない生徒	卒業後すぐに一般就労を希望している生徒。就労移行支援、就労継続支援A型、生活介護、地域活動支援センターの利用等の福祉サービスの利用を希望している生徒
実施期間	2週間程度（※自治体により異なります）
就労アセスメント（評価）の内容	作業場面等の観察により、作業の正確性や意欲等、就労面の実態把握
申請に必要なもの	印鑑・療育手帳・個人番号（マイナンバー）通知カード等

・ 就労継続支援B型事業所の利用に向けた流れ

	内容	依頼・提出者→依頼・提出先…時期
1	「就労継続支援B型事業所の利用に係るアセスメント（評価）」について連絡する。	学校→保護者…5月～6月
2	「就労継続支援B型事業所を利用するための就労アセスメント（評価）」を相談支援専門員に相談し、市町福祉課に申請する。（就労移行支援・計画相談支援給付費の支給申請）	保護者→相談支援専門員（相談・連絡） 保護者もしくは相談支援専門員 →市町福祉課（申請）…6月～7月
3	申請を受けた市町福祉課は、訪問調査を行い、利用認可の検討をする。認可された場合、相談支援専門員が就労移行支援に関する「サービス等利用計画案」の作成を依頼する。	市町福祉課→相談支援専門員（依頼） 〔※ 市町によっては、保護者から依頼する。〕
4	相談支援専門員が、就労移行支援事業所と協議し、「サービス等利用計画案」を作成し、保護者の同意を受け、「就労アセスメントのための暫定支給決定に係るサービス等利用計画案」を提出する。	相談支援専門員→市町福祉課（提出）
5	就労アセスメント（評価）のための暫定支給決定を行い、受給者証を発行する。	市町福祉課→保護者 〔※ 市町によっては、相談支援専門員から保護者に手渡される。〕
6	就労アセスメント（評価）を夏休み中に実施し、就労アセスメント（評価）の結果を取りまとめ、資料を提供する。	就労移行支援事業所→保護者 〔※ 市町福祉課・相談支援専門員にも資料を提出する。〕

※ 生徒が18歳未満の場合、福祉課から児童相談所への手続きも行われます（手続きに時間を要します）。

ウ 就労移行支援

〈一般就労に向けて様々な面からサポートするサービス〉

一般就労を希望し、雇用が可能と判断された障がいのある方に対して、一定期間（生涯で2年間の期限）、生産活動や職場体験等の機会が提供され、就労に必要な知識や能力を向上させるために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。年度の途中であっても、企業での就労が決定した場合は、その時点でサービスの提供は一旦終了となり、必要に応じて定着支援等は実施されます。工賃は基本的に支給されませんが、施設外就労等を行った場合等に支給されることがあります。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

※ 施設外就労とは、障害福祉サービス事業所外の企業や官公庁等で作業を行うことです。

エ 就労定着支援

〈一般企業で労働者として働きながら、定着を目指すための福祉サービス〉

平成30年度に創設された。障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援A型、B型）において一般就労に向けての一定の支援を受け、一般就労した障がい者に対して一定期間（就労6か月経過後から利用開始でサポート期間3年）、就労を継続するために必要な連絡調整等を事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等と行います。

オ 生活介護

〈入浴からリハビリ、相談・助言まで、幅広く提供されるサービス〉

障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動（レクリエーションや買い物、調理等余暇活動）・生産活動（軽作業等の委託作業、自主製品等の製作）の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある方の社会参加と福祉の増進を支援します。障害支援区分3以上（施設入所の場合は4以上）の方が対象となります。

カ 自立訓練（生活訓練）

〈地域生活への移行のために、日常生活動作の訓練を行うサービス〉

入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を受けます。

日常生活能力の維持・向上の訓練で、2年間の期限があります。近年、就労移行支援と合わせて4年間で企業での就労を目指す事業所も増えています。

② 日常の生活で利用する長期・短期の福祉サービス（施設入所、グループホーム等の利用） 「日常生活の場」で利用する障害福祉サービスについて

ア 施設入所支援

〈暮らしの場と生活上の支援を提供するサービス〉

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護等の日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。

イ 短期入所（ショートステイ）

〈もしものときのため、介護者の休息のために利用できるサービス〉

自宅で介護を行っている方が、病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

ウ 共同生活援助（グループホーム）

〈支援を受けながら自立した共同生活を営むサービス〉

就労または就労継続支援等の日中活動を利用しながら、地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定等が期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとっては、デメリットとなることもあります。

エ 計画相談支援

〈一人一人に合ったサービスを効果的に利用するための計画を立てるサービス〉

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

このサービスでは、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

国の社会福祉施策には、「施設入所から地域生活への移行を進める」という基本的な考え方があります。そのため、今後、入所施設が増える予定はありません。それに代わって、グループホームの充実が課題になっています。

現在、入所施設、グループホームは基本的に定員を満たしており、希望者が待機している状態です。しかしながら、入所やグループホーム利用を望んでいる人がいれば、障害福祉サービス事業所は、新たなグループホームを増設する可能性が十分あります。また、既に入所している人がグループホームに移れば、新たに入所の枠が生じる可能性もあります。（障害福祉サービス事業所によって事情は異なります。）

将来、入所やグループホーム利用を希望する場合には、当該事業所や相談支援専門員、市町役場福祉課に対して早期に相談し、利用の要件を満たしているか確認の上、ニーズを伝えることが重要です。

③ 障害者総合支援法におけるサービスについて

参考資料②「障害者総合支援法におけるサービスの利用」を参照してください。

障害福祉サービスは「選ぶ」時代です。できるだけ早い時期から様々な障害福祉サービス事業所を見学したり、実際に体験したりしながら、卒業後の生活をお考えください。放課後等デイサービス・日中一時支援・短期入所等、在学中から利用できるサービスもあります。詳しくは、お住まいの市町福祉課へお問い合わせください。また、「WAM NET (ワムネット)」<<http://www.wam.go.jp>>の情報公表システムコーナーで検索ができます。「障害福祉サービス等情報公表システム」をクリックして、「都道府県名」「表示したい市区町村」を選び、利用したいサービスを選択して検索してください。

実際に障害福祉サービスを利用するためには、「障害者手帳」や「障害福祉サービス受給者証」を取得する必要があります。申請は、本人が在住している市町福祉課で行います。

※ 「障害者手帳」については、参考資料③「障害者手帳について」を参照してください。

※ 「障害福祉サービス受給者証」を発行してもらうには、聞き取り調査や利用計画案の作成等が必要になります。市町役場福祉課へ早め（利用予定日より1か月以上前）の申請が必要になります。

4 愛顔のえひめ特別支援学校技能検定について

生徒の職業能力及び勤労意欲を高め、企業等に生徒の働く力をアピールし、雇用促進を図る目的で、平成26年度から技能検定がスタートしています。

実施される部門は、次の4つです。

- ① 清掃サービス部門〔清掃業務における基本的な清掃：6種目〕
- ② 接客サービス部門〔喫茶店における接客業務〕
- ③ 販売実務サービス部門〔スーパー等におけるバックヤードの業務：2種目〕
- ④ 情報サービス部門〔事務関係における文書作成等を行う業務：2種目〕

本校では、清掃部門の地区検定に参加しています。

検定では、評価表に基づき審査員が評価を行い、評価結果を基に技能検定実施委員会で審議し、愛媛県教育委員会から、認定証（1～10級）を授与されます。各部門のテキストが、愛媛県教育委員会ホームページ、特別支援教育課の「技能検定」に掲載されています。

《参考文献》

平成27年度 進路の手引き 岡山大学教育学部附属特別支援学校
平成28年度 進路のてびき 愛媛県立宇和特別支援学校(知的障がい部門)
平成29年度 進路のてびき 大阪府立なにわ高等支援学校 進路指導部
令和元年度版 進路の手引き 長崎県立佐世保特別支援学校 進路指導部
障がい者福祉のしおり 2020年度版 2021年度版 松山市
将来の「働く生活」を実現する教育 愛媛大学教育学部附属特別支援学校
特別支援学校進路・就労支援ハンドブック 岩手県立総合教育センター 教育支援相談担当

巻末資料

- 参考資料① 「本人の自立を支える家庭生活について」
- 参考資料② 「障害者総合支援法におけるサービスの利用」
- 参考資料③ 「障害者手帳について」
- 参考資料④ 「卒業生の進路状況について」
- 参考資料⑤ 「障害年金・手当等」

参考資料① 「本人の自立を支える家庭生活について」

1 基本的な生活習慣の見直し

卒業後を想定して、「自分のことは自分で」「一人で確実に」行うことができるよう確認してみましょう。

～ 家庭における毎日の生活習慣が、就労先においてもそのまま表れます ～

◆ 着替え

- 会社や施設のロッカーや更衣室等、どこでも着替えることができる。
(社会人にふさわしい着替え方[上下を一度に脱がない等]ができる。)
- 立ったまま短時間で着替える。
- 脱いだ服をきちんとハンガーにかけたり、畳んだりする。
- 着替えた後、身だしなみを整える。(シャツを入れる。襟を整える等)
- 季節や場面に合わせた服装をする。

◆ 清潔

- 前日に入浴し、きちんと体や髪を洗っている。
- 洗顔・歯磨き・ひげそり・整髪・爪切り等ができています。
- 清潔感のある服装をする。(汚れ・しわ・シャツの裾・靴の汚れ等)
- 鼻や指をなめたりしない。
- 食事の前や手が汚れた時等に、自分から手を洗う。
- ハンカチを携帯し、使用する。
- 汗をかいたり汚れたりしたら、着替える。

◆ 食事

- マナーを守って食事をする。(こぼさない、音をたてない、姿勢に気を付ける、口の周りを拭く等)
- 一定時間内に食べる。(30分程度)
- 汚したテーブルや床をきれいに拭く。
- 好きなもの嫌いなものが分かって伝える。

◆ 排せつ

- 仕事の区切りや休憩を利用して排せつする。
- トイレを汚さずに使う。
- トイレを汚した場合は、自分で処理する。(難しい場合は、汚したことを伝える。)
- ズボンを下ろさずに排尿する。(男子)
- 生理の処理を適切にする。(女子)
- トイレの戸を閉めて用を足す。
- 使用后、水を流す。
- トイレトペーパーを適切に使う。(適量・拭き方等)
- スリッパ等に履きかえて使用し、使用後は、きちんとそろえて脱ぐ。
- スリッパ等が乱れていたなら、きれいに並べる。

◆ 生活リズム

- 早寝・早起きをし、しっかりと睡眠をとり、疲れをためないようにする。
- 食事をきちんと(適量・時間・回数)とる。(特に、朝食をしっかりとる。)
- 排便のリズムを整える。

2 家庭の中での役割

卒業後を想定し、家族の一員としての役割を毎日責任をもってやり遂げることを、積み重ねていきましょう。

～ 家事労働は、「働く力」のベースをつくります ～

- ☆ 自分のためではなく、「家族のためになり、感謝されること」「やらなければ家族が困ること」
家族にとって なくてはならない存在に！
- ☆ 一連の流れがあり、自分で考える場がある活動。
- ☆ お手伝いとしての活動ではなく、役割として全てを任せる活動。
- ☆ 終わったら、必ず家族に報告をするようにし、確認した後「ありがとう」の一言を。
(きちんとできていない場合は、その部分を確実にやり遂げるようにすることも大切)

(例) 炊飯 (夕食後に翌日分のお米をといでセットする。)

食事の前の準備 (テーブル拭き⇒お箸等の準備⇒配膳⇒準備ができたなら家族に知らせる)

食事の後の食器の片付け (きちんと洗って、食器棚に片付けるところまで)

洗濯 (ポケットの中をチェック⇒洗剤の投入⇒洗濯⇒洗濯物干し⇒取り込み⇒畳み⇒分類と収納)

休日の昼食や夕食の材料の買い物⇒調理⇒片付け

- 献立から材料を家族と共に考え、メモを作り、買い物に行く。
- 調理をする。(基本的な部分をおさえたら、やり方や手順は本人に任せて)
- 使った道具や食器を洗って最後まで片付ける。
- レシートを見ながら、家計簿に付ける。⇒予算を考えて買い物をする。
※ 時間が許せば、毎日仕事帰りに買い物に取り組む。

掃除 部屋の掃除機かけ トイレ 玄関 廊下

風呂掃除 ⇒ 湯張り(タイマーを使って、タイマーが鳴ったら水を止める)

3 スケジュール管理

生活の自己管理ができるようになりましょう。

～ 「させられる生活」「言われてする生活」から「自分でする生活」へ ～

- 平日の一日の流れ(起床・朝の役割・朝食・登校・学校・帰宅・帰宅後の役割・夕食・入浴・自由時間・就寝等)を相談しながら決め、表にして掲示しておく等して、自発的な行動ができるようにしましょう。
- ※ その都度時計を見るようにし、時間を意識しながら行動するようにしましょう。
- カレンダーに予定を書き込んだり、休日のスケジュールを自分で決めたりして、見通しをもって生活が送れるようにしましょう。

4 金銭管理

消費者としての学びを深めましょう。

～働いたことが、給与(お金)につながっている。～

- 給与は、「生活費」「小遣い」「預貯金」に分けて、計画的に使う必要があります。
 - 生活費 … 食料費、電気代、水道代、電話代等、生活していく上で必要なお金があることを、理解できるようにしましょう。(例：1ヶ月の家庭の収入・支出が分かるようにしたり、予算内で一緒に買い物活動をしたり)
 - 小遣い … 何に使うかを相談して計画を立て、使ったものは小遣い帳等に記録していくようにしましょう。好きな物を買う喜びを知っていると、働くためのやりがいの一つになります。
 - 預貯金 … 通帳を作成するとともに、お金の引き出し方やクレジットカードの使い方(トラブル等への対処の仕方)等も知っておきましょう。

5 社会生活・余暇活動

- 郵便局・図書館等の公共機関や、レストラン、映画館等、徐々に一人で利用できるように経験を積んでいきましょう。
- ※ 社会のルールや公共の場でのマナー等、一緒に外出する際に点検し、必要な修正をしましょう。
(まずは、家庭のルールを守ることができることが大切です)
- 好きな場所に、一人で時間を守って外出する経験を積みましょう。
- 休日等、スケジュールをたて、交通機関を使って、一人で外出する経験もしてみましょう。
(時計の活用・金銭の管理等も一諸に学ぶ機会としましょう)
- スマートフォンの使い方やルールを確認しておきましょう。
- 経験を家庭から外へ、家族と一緒に自分一人の活動へと広げ、失敗を学習の機会と捉え、その時・その場で事態を修正し、新たな適切な行動を伝えていきましょう。
- 性的な興味や関心は、思春期であることから当然であり、具体的な対応方法を伝えていきましょう。この場合は、同性があたるようにしましょう。
- 本人にとって難しいと思われることでも、全部をやってしまうのではなく、本人に関することは、一緒に行い、説明を積み重ねる中で、本人の理解を促していきましょう。
(定期の購入 通帳の作成 療育手帳の更新 市役所等での手続き 病院の受付等・・・
日々の生活の中でも … 季節ごとに衣服の入れ替え 古くなったものの処分 物の管理 …)

子どもの特性によって支援の仕方は様々です。今から意識して準備していくことで、卒業後の生活に見通しがもてます。卒業後の一歩をしっかりと踏み出せるように今からできることをしていきましょう。

学校においても、「基本行動」の定着が効果的に図れるよう、着替え、手洗い、掃除等の基本的な生活習慣や、通学について、一人一人の実態に応じて指導しています。学級担任と相談され、重点項目を決めながら家庭と協力しながら定着していこうと考えております。

参考資料② 「障害者総合支援法におけるサービスの利用」

障害者総合支援法におけるサービスの利用については、個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障害者総合支援法におけるサービスの利用

◎ 障害者総合支援法における福祉サービスの体系	
○ 介護給付（生活を支援するサービスです。）	
・ 訪問系	
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己の判断能力が制限されている人が行動するとき、危機を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
・ 日中活動系	
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
・ 施設系	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
○ 訓練等給付（自立を支援するサービスです。）	
・ 居住支援系	
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護や援助を行います。
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。
・ 訓練系・就労系	
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（生涯で2年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型 (A型＝雇用型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を締結する就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行います。（最大で3年間）

◎ 地域生活支援事業(地域の実情やニーズに応える市町村・都道府県が独自に行うサービス)	
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
移動支援事業	単独で外出することが困難な、全身性障害または知的障害のある障がい者（児）が、目的地に円滑に外出できるよう移動を支援します。地域における自立生活や社会参加を促すことを目的としています。
地域活動支援センター 一機能強化事業	障がいのある方々が当該センターに通うことにより、創作的活動又は生産活動の機会を得ることができ、地域社会との交流が促進されることを目的としています。

※ 上記以外にも、地域の特性や利用者の状況に応じて、様々な事業が行われています。

◎ 障がい児支援サービス	
福祉型障害児入所施設	当該施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
障害児支援利用援助	障がい児の通所サービスの利用について、相談支援専門員がサービスの支給決定又は支給決定の変更前に利用者への面接等によるアセスメント（評価）を行い、障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定又は支給決定の変更後は、サービスを提供する各事業者等との連絡調整及び障害児支援計画の作成を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学で発達に心配のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

※ 詳しくは、「WAM NET(ワムネット)」<<http://www.wam.go.jp>>の情報公表システムコーナーで検索ができます。「障害福祉サービス等情報公表システム」をクリックして、「都道府県名」「表示したい市区町村」を選び、利用したいサービスを選択して検索してください。）

※ 就労移行支援・就労継続支援に関しては、「えひめ障がい者就業・生活支援センターのホームページ」<<http://e-shugyo.net/>>で検索できます。（「福祉事業所情報検索」をクリックして、「圏域」、「施設種別」を選び、検索してください。）

参考資料③ 「障害者手帳について」

- 障害者手帳とは、「公的」に認定を受けると発行される次のものを言います。









身体障害者手帳…身体に障がいのある人を対象

療育手帳…知的に障がいのある人を対象

精神障害者保健福祉手帳…精神に障がいのある人を対象

- 障害者手帳取得のメリット

障害者手帳を持つことで、一貫したサービスを受けることができるとともに、次のような様々なメリットがあります。

 メリット 各種税の減免あるいは免除 	 メリット 各種公共交通機関の割引 
 メリット 博物館、美術館、映画館等の 各種公共施設の利用料の減免 あるいは免除 	 メリット 電話料金、携帯電話料金等 通信費の減免 

平成25年4月から、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の色及びサイズが統一されました。これまでは、それぞれの色や大きさが異なっていましたが、身体・知的・精神の3障がいを区別しない意識を育むとともに、手帳の取得や利用を促し、社会参加の促進や民間サービスの向上等を期待しています。

また、障がいのある人は、20歳から障害基礎年金を受け取ることができます(月額：1級81,343円、2級65,075円)。本人が20歳になるまでは、特別児童扶養手当が支給されます(月額：1級52,500円、2級34,970円)。障がいの程度によっては、支給されない場合もあります。

何より、障害者手帳はこういった公的福祉サービスの受給のための証明書としてだけでなく、仕事を行うに当たっての重要な役割ももっています。「障害者雇用促進法」により、国、地方公共団体、一般事業主(常用労働者数43.5人以上の民間企業)は、法令に定められた率(法定雇用率といいます)以上の障がい者を雇用する義務があります。具体的には、通常の企業においては雇用する全従業員の数の2.3%以上の障がい者を雇用しなければならないことになっています。

※ 【松山市障がい者福祉のしおり2021年度版】より引用

参考資料④ 「卒業生の進路状況について」

1 卒業生の進路状況

過去5年間の本校高等部を卒業した生徒の進路状況は、次の表のようになっています。各年度の卒業生の進路について示しています。（各年度5月時点の数値です。）

卒業 年度	卒業生数	訓練 施設	一般就労（統計的に）		福祉サービスの利用（統計的に）			
			一般就労	福祉サービスの利用				
			一般企業	就労継続A	就労移行	就労継続B	生活介護	
H29	8	1	2	1	0	2	2	
H30	8	1	2	0	1	2	2	
R1	8	0	4	2	0	2	0	
R2	8	0	4	2	0	2	0	
R3	8	1	3	2	0	1	1	

2 卒業生の主な進路先

過去5年間の本校高等部を卒業した生徒の進路先は、次の表のようになっています。各年度の卒業生の進路先について示しています。（各年度5月時点の数値です。）

卒業 年度	訓練 施設	一般就労（統計的に）		福祉サービスの利用（統計的に）			
		一般就労	福祉サービスの利用				
		一般企業	就労継続A	就労移行	就労継続B	生活介護	
H29	シヨブサ ポートタムラ	愛媛大環境整備室	まるく		パン工房あい ラ・ルーチェ	いつきの里 クローバー レモンの木	
H30	シヨブサ ポートタムラ	愛媛大環境整備室 スターバックス		ウェルビー	ラ・ルーチェ つくしステップ	アユラⅢ	
R1		いよぎんChallenge &Smile 愛媛大環境整備室 ミウラシヨブパートナー	クリバヤシ・ファーム やすまる Factory		あいクリーン アルムの里		
R2		三真(ホルビスタ) 愛媛大環境整備室 レイ四国物流センター	ひだまり ワークメイト樹		シェア ひこばえ		
R3	シヨブサ ポートタムラ	アユラステーション松山 ミウラシヨブパートナー いよぎんChallenge &Smile	フォーチュンⅡ ワークメイト幹		さなえファーム鷹子	つばさ	

参考資料⑤ 「障がい年金・手当等」

2021年6月を基準とした「松山市障がい者福祉のしおり」を参考にしています。松山市に住んでいる障がいのある方やその家族の方々が利用できる年金・手当等です。記載内容は最小限にとどめてありますので、各々の詳細につきましては、それぞれの窓口を確認してください。

また、各制度の金額、資格要件、対象範囲等は、適宜改正されます。改正になった点は、月2回発行している「広報まつやま」の「市民ガイド（福祉・保健）」に随時掲載しています。

1 障害基礎年金

＜申請窓口…松山市役所別館3F国保・年金課＞

20歳になったときの障がい程度に応じて支給されます。施設に入所していても、親や家族の収入に関係なく支給されます。ただし本人の前年の収入が一定以上である場合は受給できません。20歳になったときに請求しなかった場合でも、5年間まで遡って請求することができます。障害基礎年金は障がい者の方の生活の安定と福祉の向上を図るために支給されています。

《参考》支給金額1級年額976,125円、2級年額780,900円

【2、4、6、8、10、12月の15日に支給】※令和3年4月から

2 特別障害給付金

＜申請窓口…松山市役所別館3F国保・年金課＞

国民年金の任意期間中に加入しなかったことにより障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方を対象に福祉的措置として平成17年4月から創設された制度です。

《参考》支給金額1級月額52,450円、2級月額41,960円

【2、4、6、8、10、12月の15日に支給】※令和3年4月から

3 特別児童扶養手当

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

身体障がい(1～4級一部程度)や知的障がい〔療育手帳A及びBの一部程度〕または一定の精神障がいのある20歳未満の児童と生計同一であるときに支給されます。(所得が一定の額以下であること、施設に入所していないこと等の制限があります。)

《参考》支給金額1級月額52,500円、2級月額34,970円

【4、8、11月に支給】※令和3年4月1日現在のもの

特別障害者手当等

4 障害児福祉手当

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

身体障がい(1・2級一部程度)や知的障がい〔療育手帳A(最重度程度)〕があり、常時介護を必要とする20歳未満の児童である方に支給されます。(所得が一定の額以下であることや施設に入所していないこと、障がいを支給事由とする障害年金等を受けていないこと等の制限があります。)

《参考》支給金額月額14,880円

【2、5、8、11月に支給】※令和3年4月1日現在のもの

5 特別障害者手当

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

重度の障がい重複する等、常時特別な介護が必要な20歳以上の方に支給されます。(所得が一定の額以下であることや施設に入所していないこと、3か月以上入院すると受給できない等の制限があります。)

《参考》支給金額月額27,350円

【2、5、8、11月に支給】※令和3年4月1日現在のもの

6 松山市重度心身障害児童福祉年金

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

20歳未満の児童で身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳A・B(中度)の所持者と生計同一のときに支給されます。(療育手帳B(軽度)は対象外、保護者及び児童が松山市内に居住していることや保護者が市内に1年以上引き続き居住している等の制限があります。所得制限はありません。)

《参考》支給金額年額24,000円

【3、9月に支給】※令和3年4月1日現在のもの

7 松山市重度心身障害者介護激励金

＜申請窓口…松山市役所障がい福祉課＞

身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳A(最重度)の所持者で常時介護が必要な20歳以上の重度心身障がい者を在宅で介護しているときに支給されます。(介護者と被介護者が市内に1年以上引き続き居住していることや介護者と被介護者は同一世帯であること、被介護者が介護保険の要支援・要介護の認定を受けていないこと、被介護者が障害者支援区分の認定を受けていないこと等の制限があります。所得制限はありません。)

《参考》支給金額月額10,000円

【8、12、4月に支給】※令和3年4月1日現在のもの

8 児童扶養手当

＜申請窓口…松山市子育て支援課＞

父(母)が重度の障がい(障害年金1級程度、常時介護を必要とする)を持つ18歳到達の年度末まで(一定の障害状態にある場合は20歳未満)の児童の母(父)に支給されます。また、父(母)の離婚や死亡等により、児童を養育している母(父)または養育者に支給されます。(公的年金受給者は年金額が児童扶養手当額を下回っていることや児童が施設に入所していないこと、所得が一定の額未満であること等の制約があります。)

《参考》児童1人につき月額43,160～10,180円、2人目は左記に10,190～5,100円加算、3人目以降は1人につき6,110～3,060円加算。

【奇数月(年6回)に支給】

9 障がい者福祉サービス(年金・手当等)の相談窓口

障がい者福祉サービスに関する相談は、お住まいの市町福祉課や相談支援事業所の相談支援専門員が窓口になっています。